

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年12月10日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成28年1月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 八兵地区	観音寺市経済部農林 水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 辻地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下林地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大鞆地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中姫地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 萩原幹線地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上杉林地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西中村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 八尺堀地区	〃